

令和4年4月1日作成  
令和4年4月1日適用

## 市立小学校の校外学習（社会見学）受入れガイドライン（市役所本庁舎）

市立小学校における校外学習（社会見学）の受入れについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防し、安心して実施できるよう、次のとおりガイドラインを定めます。

### 1 受入れ可否の判断（感染拡大に伴う措置状況による・共通事項）

緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施期間中は受入れ不可とし、それ以外の期間は受入れ可とします。

### 2 受入れ条件

#### (1) 見学できる曜日

市役所開庁日

#### (2) 見学の時間帯

10時から16時までの間

#### (3) 人数・時間の制限

概ねクラス単位での行動をお願いします。

北広場または、北館・南館2階ビオトープ(メダカ池)周辺で集合して、見学のスピード調整をお願いします。

#### (4) その他

南館1階窓口の見学については、相談者への配慮をお願いします。

### 3 見学前の準備（代表者の方へ）

(1) 見学者の健康状態の確認と検温を行うこととし、次のいずれかに該当する状態の場合は、見学はできません。

ア 発熱（37.5度以上）、息苦しさ、倦怠感、咳・咽頭痛などの症状がある。

イ 見学者のご家族にアの症状がある方がいる。

ウ 見学者が感染拡大している国・地域への訪問歴があり、入国後の自宅等での待機期間を終えていない場合。

(2) 見学時に次の感染防止策を徹底するための準備をお願いします。

ア マスクの着用

イ 見学前後等の手指消毒

### 4 見学当日の感染対策

以下のことに留意し、施設を見学してください。

(1) 施設内の移動時の見学者間の距離を確保する。

(2) 大きな声を出さないなど、飛沫感染対策をする。

(3) 手指消毒を徹底する。

- (4) 咳エチケットを徹底し、マスクを必ず着用する（各自ご用意ください）※
- (5) 鼻水や唾液などが付いたごみ等、校外学習で出たゴミは、ビニール袋に密封して各自持ち帰ること。

※ マスク着用時は熱がこもるため、衣服の着脱や水分補給をしていただくなど、体調管理をお願いします。

## 5 もしも感染が疑われる方が発生した場合

見学者の方の安全確保のため、以下の点をあらかじめご了承のうえ、ご利用をお願いします。

- (1) 見学中や見学後に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が発生した場合や検査の結果陽性と診断された場合は、直ちに当該施設職員にご連絡をお願いします。
- (2) 陽性者が発生した場合は、保健所の判断が濃厚接触者に該当しない場合でも、その後2週間、体調の変化や他の方への接触等に十分気を付けてください。
- (3) 保健所等の指示により見学者の情報を保健所等に提出していただく場合があります。
- (4) 状況により一定期間（概ね2週間）見学等は休止となる場合があります。

## 6 その他

- (1) 別紙「施設見学申請書」の提出を事前をお願いします。
- (2) 当日の参加者名簿については、提出不要ですが事前に作成しておいてください。
- (3) 手指消毒用の薬剤については、施設側で準備しておりますが、マスクは各自でご準備ください。
- (4) 検温については、学校を出発するまでに行い、結果を参加者名簿等へ記録しておいてください。
- (5) トイレについては、庁舎内のトイレをご利用ください。ただし、数が限られておりますので、他の来庁者に配慮してご利用ください。